

## 次期広島県国民健康保険運営方針の策定について（案）

## 1 趣旨

国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 12 月に県が策定（令和 3 年 3 月に中間見直し）した現行の広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の対象期間が、次年度末までであることから、令和 5 年度中に次期運営方針の策定を行う。

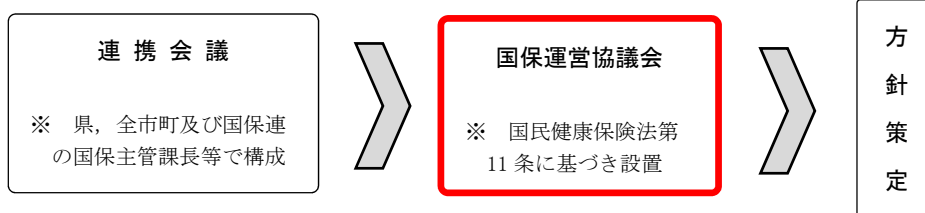
## 《次期運営方針の対象期間》

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

## 2 策定期間

令和 6 年 3 月（予定）

## 3 検討体制



## 4 策定に向けた協議項目の整理

- 令和 5 年 1 月 27 日 連携会議において、『保険料率の完全統一に向けた方向性等【収納率の市町間の均一化に係る検証等】』について協議（別紙参照）
- 同 2～3 月 市町意見照会【協議項目の抽出等】（各市町へ照会中）
- 同 3～4 月 連携会議にて令和 5 年度協議項目の確認等

## 5 策定の進め方（予定）

時期	2～4	5～7	8～12	R6.1～3
検討内容等	協議項目抽出・ 確認等 ※2	取組評価・ 骨子案策定	素案検討 ・協議	最終案協議
連携会議※1 運営協議会	連携会議① 運営協議会①	連携会議② 運営協議会② （諮問）	連携会議③	連携会議④ 運営協議会③ （答申）

※ 1 連携会議は、上記の他、議題の検討状況等に応じて随時開催する。

※ 2 協議項目については、国において改定作業が行われている運営方針策定要領も踏まえた上で検討し、連携会議①等において協議等を行う。